

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成 30 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	審査指導事業					②事業番号	5501
③事業類型	1. 法上(必須)事業			④開始年度	平成 29 年度	⑤終了予定年度	年度 設定なし
⑥根拠法令等	法令	○ 条例	○ 規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称: 泉南市開発事業の手続きに関する条例
⑦実施手法	○ 直営	全部委託	一部委託	補助・負担	その他		
⑧関連予算科目コード	款	7	項	4	目	2	細目 2
⑨担当部名	⑩担当課名			会計 一般会計			
都市整備部	審査指導課						

2. 事務事業の現状把握【DO】

[1]事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 企業、団体、個人等の申請者	① 建築確認等受付件数	件
② 企業、団体、個人等の申請者	② 市開発条例受付件数	件
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
窓口を訪れる企業、団体、個人に用途地域、各種関係法令上の制限、都市計画施設、建築基準法上の道路等の確認を行い、必要に応じて泉南市開発事業の手続きに関する条例に基づき指導する。 申請者から提出された書類について、書類・図面審査、現場調査を基に指導等を行う。	① 建築確認等処理件数	件
	② 市開発条例処理件数	件
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
適正な指導・審査により関係法令等を遵守させ、良好な宅地開発を誘導し、都市の秩序ある整備を行う。	① 適正な事務処理	件
	計算式 審査機関への経由件数／受付件数	
	② 法令に適合した手続き	件
	計算式 協議の同意・覚書締結件数／受付件数	
	③	
	計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
適正な指導により法令等を遵守させ、法令違反を防止、良好な宅地開発を誘導し、都市の秩序ある整備を行うことで、街の景観形成に寄与することができる。	政策(章)	5 快適で活気にあふれ、環境にやさしいまち
	施策大(節)	2 活気にあふれるとともに快適で美しく、市内・市外がネットワークで緊密に結ばれ、だれもが使いやすいまちをめざします
	施策中	7 景観の形成
	施策小	2 地区計画、建築協定の活用

[2]各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標①	建築確認等受付件数	件	188	167	151	168	170	H28まで開発指導要綱H29から開発事業の手続き条例に改正している。そのため、件数を比較しない。
対象指標②	市開発条例受付件数	件	—	31	32	31	31	
活動指標①	建築確認等処理件数	件	188	167	151	168	170	
活動指標②	市開発条例処理件数	件	—	28	32	30	31	
活動指標③								
成果指標①	適正な事務処理	件	188	167	151	168	170	
成果指標②	法令に適合した手続き	件	—	28	32	30	31	事業費などの推移における特殊要因などの説明 H28まで都市計画課H29から審査指導課員の体制が変更になっており、比較しない。
事業費	投入人員	人		2.90	2.80	2.80		
	任期付職員	人		0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人		0.00	0.00	0.00		
	人件費(投入人員*単価)	千円	0	23,287	22,700	22,700		
	直接事業費	千円		134	145	394		
	総事業費	千円	0	23,421	22,845	23,094		
財源内訳	国庫支出金	千円		0	0	0		
	府支出金	千円		592	340	531		
	受益者負担金	千円		467	794	656		
	その他特定財源	千円		679	667	731		
	一般財源	千円	0	21,683	21,044	21,176		

[3]事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	法令の施行に基づき開始された。平成28年度まで都市計画課において実施されていた開発指導・建築確認事務事業を平成29年度から審査指導課において実施するものである。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	社会・経済情勢により、件数や内容に変動はあるが、法令に基づき行われ、今後とも継続していく必要がある。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	適切に本事務事業を実施することにより、良好で秩序ある都市の形成に寄与するとともに本市の景観の向上に貢献する。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	法令上、市が行わなければならない。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	他団体と同様に必要な範囲、予算、事業規模で適正に行っている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	法令上休止はできないが、仮に廃止となれば無秩序な建築・開発等が行われ市民生活への影響は甚大であると考えられる。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価 **A**

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	良好で秩序ある都市の形成に寄与するとともに本市の景観の向上に貢献している。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	市ホームページで事業に関する法令、様式等を設置し、事務の省力化を図っている。さらに、関係する情報をホームページ等で公表することによって、簡易な調査の来庁者の減少に繋がる。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし ウ. できる イ. できない	法令上、統廃合は困難である。現在も、庁内の関係各課と庁内LAN等を利用して連携し、事務の円滑な遂行に努めている。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	法令上委託化はできない。高度なITシステムの構築等によっては、人件費の減少は見込める。しかしながら、コスト的に難しい部分があり、現状のまま行わざるを得ない。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	確認申請事務委託金、その他大阪府からの委託金等が歳入として確保されている。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	高度なIT化は難しいが、ホームページ等で情報提供を行うことにより、申請者等の来庁に係る負担を軽減できる場合がある。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

A	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止 (年まで) (年から) (年から)	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など		—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—